

「建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル
方式の実施等について」（環境配慮型プロポーザル通達）の解説

本解説について

平成19年5月23日に公布された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法：平成19年法律第56号。以下「法」という。）が同年11月22日に施行され、これを受けて同年12月7日に「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式である環境配慮型プロポーザル方式を採用することとされた。

これを受け、国土交通省官庁営繕部では各地方整備局等に対して、環境配慮型プロポーザル方式の運用として、「建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について」（平成19年12月21日付け国営整第125号）（以下「環境配慮型プロポーザル通達」という。）を通知している。

本解説は、環境配慮型プロポーザル通達において、基本方針等への対応として示された各項目の趣旨等を、プロポーザル方式における手続き等における関係書類への記載例とともに示したものである。

1. 環境配慮型プロポーザル方式の手続きは、従来どおり、特定手続通達、公募型プロポーザル通達、簡易公募型プロポーザル通達によること。なお、標準プロポーザル方式による場合は技術提案書の提出要請書において、公募型・簡易公募型プロポーザル方式による場合は公示及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である旨を明記すること。

【趣旨】

本項は、環境配慮型プロポーザル方式の手続きについても、従来のプロポーザル方式の手続きを踏襲することを示したものである。また、業務の手続き開始にあたって、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である旨を明記することを示したものである。

(提出要請書、公示文及び説明書における記載例)

- ・ 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2. 環境配慮型プロポーザル方式は、特定手続通達記1に規定する対象業務のうち、建築関係の建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により^(補足①)発注するものを対象とすること。ただし、基本方針4.(1)①^(補足②)ただし書に規定された事業に係る業務については、対象外とすることができる。

【趣旨】

本項は、環境配慮型プロポーザル方式の対象業務を示したものである。

(補足①) 特定手続通達記1に規定する対象業務 (建築関係を抜粋)

- ・ 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
- ・ その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると地方建設局長等が認める業務

(補足②) 基本方針4.(1)①ただし書き

- ・ (前略) ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

3. 設計成果には、「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日付け国営環第5号)に適合した環境保全性に係る性能を求める旨を特記仕様書に明記すること。

【趣旨】

本項は、基本方針4.(1)①第2、第3項目への対応を図るため、業務委託の特記仕様書において「^(補足①)官庁施設^(補足②)の環境保全性基準」の適用について明記することを示したものである。

なお、「官庁施設の環境保全性基準」については、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定。)の改定等に伴い、必要な見直しを行っているため、適宜最新のものを適用する。

(補足①) 基本方針4.(1)①第2項目

- ・ 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める施設の長寿命化、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの利用、環境負荷低減に配慮した木材等の資機材の利用等を踏まえた環境保全性能を契約図書に明記するものとする。

(補足②) 基本方針4.(1)①第3項目

- ・ 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、建築物のライフサイクル全般におけるエネルギー消費量等のデータ活用等の重要性に鑑み、必要に応じ、エネルギー管理機能の導入を契約図書に明記するものとする。

4. 温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案は、精緻な数値目標等を求めるものではなく、設計に当たっての考え方や具体的取組方法等を求めるものであること。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては特記仕様書に明記し、その実現にできる限り努めること。

【趣旨】

本項は、環境配慮型プロポーザル方式において技術提案を求めるにあたっての留意事項を示したものである。また、技術提案の設計成果への反映について示したものである。

(技術提案のテーマ設定例)

- ・ ZEB Oriented相当以上を達成するための設計上の配慮事項について
- ・ 施設の特性を踏まえた機能・品質を確保した上で徹底した省エネルギー対策に取り組むための設計上の配慮事項について
- ・ 地域性を考慮した環境負荷の抑制と自然エネルギーの活用に関する設計上の配慮事項について
- ・ 本庁舎に適用すべきLCCO₂削減技術及びそれを決定していく上で考慮すべき要素について
- ・ 本合同庁舎の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する設計上の提案について（一般的項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地形状・周辺状況等を考慮し、より効果的な方策を示すこと）
- ・ 積雪・寒冷地に立地する庁舎について、温室効果ガス排出量の削減を行うための気候風土及びコストを踏まえた環境負荷低減方策の提案について

なお、業務内容に応じて、「費用対効果を考慮した提案とすること」、「予定工事費の範囲内での実現可能性を考慮した提案とすること」等の技術提案にあたっての留意事項を、テーマに付記してもよい。

(設計業務委託の特記仕様書への記載例)

- ・ 技術提案書で提案された〇〇については、〇〇を勘案して設計成果に反映させること
- ・ 技術提案書で提案された〇〇については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行い、調査職員の承諾を得て業務を遂行すること
- ・ 技術提案書で提案された〇〇については、コスト及び効果について、具体的な検討結果の報告を行い、調査職員の承諾を得て業務を遂行すること

5. 環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務においては、「官庁施設の環境保全性基準」等に基づく環境保全性に係る性能の評価の実施について特記仕様書に明記することにより、設計成果について総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を設計者に確実に求めること。

【趣旨】

本項は、設計成果における環境保全性に係る性能の評価について示したものである。

(設計業務委託の特記仕様書への記載例)

プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

- ・ 受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。また、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を行うこと。

6. 発注予定情報の公表に当たっては、「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号）記2（1）⑥の「その他地方整備局長等が必要と認める事項」又は「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成9年3月28日付け建設省営管発第143号、建設省営計発第32号、建設省営建発第39号）記2（1）⑥の「その他官庁営繕部長が必要と認める事項」として、環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨を公表すること。

【趣旨】

本項は、発注予定情報における環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨の公表について示したものである。

（公表にあたっての記載例）

- ・ 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用する予定です。